

## 許可の条件

- 1 申請をした内容（時間、場所等）を必ず守ること。（準備、撤収も時間に含む。）
- 2 許可を受けていない場所の利用、立入をしないこと。
- 3 申請者は、事件、事故、トラブル、苦情、その他公序良俗に反する行為を生じさせないように注意し、これを生じさせた場合は、申請者で責任を持って対処する。施設管理者の責めに帰することができない事由により、施設管理者又は第三者に損害が生じた場合は、申請者はその損害を賠償する責任を負う。
- 4 利用後は必ず原状回復をし、ゴミは全て持ち帰ること。設備、備品等を毀損、汚損した場合はこれを修理し、もしくはその損害を賠償すること。
- 5 必要な鍵は、防災センターで借用し、鍵はストラップを付けたまま必ず着用すること。紛失等した場合は鍵交換に要する損害を賠償すること。
- 6 音、振動、臭気の発生等により周囲、近隣に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 7 電気、ガス、水道等を使用する場合は、施設管理者と事前に協議すること。内容に応じて、実費相当額を負担すること。
- 8 官公署等へ届出を必要とする場合は、申請者において届出をすること。
- 9 その他施設管理者からの指示があった場合は、それに従うこと。
- 10 上記について施設管理者が不適切と判断した場合には、申請者に対し直ちに改善を求める。それでも事態の改善がなされないときは、施設管理者は使用停止を含めた必要な措置を講じることがある。

この他、埼玉県都市公園条例に定める禁止行為等は下記のとおりです。

### 埼玉県都市公園条例抜粋

(行為の禁止)

第八条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- 二 土地の形質を変更すること。
- 三 竹木を伐採し、植物を採取し、又はこれらを損傷すること。
- 四 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 禁止された場所に車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- 七 ごみその他汚物を捨てること。
- 八 その他都市公園の設置の目的に反する利用をすること。

(行為の許可)

第九条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、興行その他の営業行為をすること。
- 二 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- 三 業として写真又は映画等を撮影すること。
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しをすること。
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 六 はり紙、はり札その他の広告物の表示をすること。

この許可の条件について、内容を確認し、遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

申請者： \_\_\_\_\_

責任者： \_\_\_\_\_

※控え（コピー）をとった上で、原本を提出すること。

## 第2・第3グラウンド使用上の注意事項

芝を良好に維持するため以下の注意をお守りください。

- (1) 試合前のアップは人工芝で行ってください。
- (2) 試合前2～3分はピッチ内でのボール回しを許可します。
- (3) ハーフタイムでのピッチの使用は禁止します。  
(控え選手のアップはベンチ脇人工芝で行ってください。)
- (4) グラウンド内では水以外の飲食を禁止します。
- (5) 試合終了後バックスタンドへ挨拶を行う場合は、グラウンドを横切らず  
ゴール裏を通してバックスタンドへ移動してください。  
控室に戻る場合も、同様をお願いします。
- (6) 芝生内には必要以外には入らないでください。
- (7) 芝生の上に物を置かないでください。
- (8) スタジアム側の人工芝ウォーミングアップ場を使用する際は、関係者（監督・  
コーチ・選手）以外の方が立ち入らないようフェンスのセキュリティ管理を  
確実に行ってください。  
(試合中などアップ場が無人になる場合は、必ず施錠してください。)
- (9) 試合終了後等の空き時間に、選手の家族、観客（特にお子様）が芝生内に立  
ち入って遊ばないように必ず主催者が規制してください。
- (10) 18時以降は、大声や鳴り物を使用しての応援はご遠慮ください。
- (11) その他、職員の指示があった場合は、その指示に従ってください。



埼玉スタジアム2002

# 埼玉スタジアム2002公園 第4グラウンド利用にあたってのご案内

## 1. 利用時間

- (1) 時間単位の貸出しです。利用開始時間になりましたら、グラウンドに入場ください。
- (2) 終了時間までに、後片付け・忘れ物の確認を行った上で、グラウンドから退出ください。

## 2. 利用手続の流れ

- (1-1) 初回のご利用又は登録事項に変更があった場合

クラブハウス受付にて、グラウンド利用登録カード申込書を記入ください。また、身分証明書の提示をお願いします。

- (1-2) 2回目以降

ご利用前に、クラブハウス受付で、利用手続きを行ってください。

- (2) 利用料は、ご利用前にお支払いください。合わせて、利用する更衣室等の必要な鍵やレンタル品の借用手続きを行ってください。
- (3) 利用終了後、クラブハウス受付へ退出の旨をお知らせいただき、借用した鍵やレンタル品の返却をお願いします。
- (4) 予約キャンセルをされますと、今後の利用を制限する場合がございます。詳細は利用案内をご覧ください。

## 3. 利用時の留意事項

- (1) 選手・チームスタッフ・審判等試合関係者以外は、事故防止のため、グラウンド内に立ち入らないでください。もし、事故が発生した場合、責任は負いかねます。
- (2) グラウンド内では、いかなる装飾品(ピアス・指輪等)も着用を禁止します。
- (3) グラウンド内の人工芝上に、ベンチや机その他重量物を置かないでください。
- (4) グラウンド内では、運動靴又はスパイクを着用してください。なお、スパイクを着用する場合は、固定式のスパイクとし、スタッド交換式のスパイクの使用はご遠慮ください。
- (5) ゴールを使用する場合、転倒する可能性や強風等により移動する場合があります。必ず、ウエイト(重り)を載せ、転倒・移動しないよう配慮して使用してください。
- (6) 各種ゴールの移動は、利用者でお願いします。移動の際は、引きずらないようご注意ください。利用後は、元の場所に必ずお戻しください。
- (7) 人工芝部分での水分補給は、「水」のみとしてください。暑い時期の対応等は事前にご相談ください。水以外の飲み物や食事をとられる方は、グラウンド外でお願いします。
- (8) 防球ネット内に、ペット(介助犬を除く)を入れないでください。
- (9) 副審は人工芝の保護のため、できるだけトレーニングシューズで行ってください。
- (10) 防球ネットにバナー(横断幕・のぼり等)を張らないでください。
- (11) 利用後は、発生したごみ等はすべてお持ち帰りいただくとともに、原状復帰をお願いします。
- (12) レンタル品や備品を使用した場合は、クラブハウス受付又は元の位置に戻してください。  
(例) クラブハウス受付 ← レンタル品(ボール、ピブス等)  
チームハウス器具庫 ← 椅子・机・担架・マーカーディッシュ・コーナーフラッグ・テント・テント用重り等

#### 4. その他留意事項

- (1) 本公園・施設は、所定の喫煙所を除き全面禁煙です。喫煙所は、フットサルコート付近及びレストプラザ前（閉鎖されていることがあります。）にあります。
- (2) 利用者（関係者を含む）が、公園・施設内の設備・備品等を毀損、汚損した場合は、利用者の負担により復旧していただきます。
- (3) 鍵を借用した場合、取扱いには十分注意してください。紛失した場合は、鍵交換の実費を請求します。
- (4) 利用中は、利用者の責任で、防災・防犯等の安全管理を行ってください。盗難・破損事故および人身事故等については、本公園は一切の責任を負いません。
- (5) 利用者が、他の利用者等に対して損害を与えた場合、または管理運営に支障をきたすような事態を発生させた場合には、当該公園利用者に損害を賠償していただきます。  
（例：公園内駐車場でボールが車に当たったなどの事故について、公園は関知いたしません。）
- (6) 天災地変、関係官公署からの指導、その他やむを得ない事由等により使用が中止された場合、その損害について当公園は一切の責任を負いません。
- (7) 本公園・施設の管理運営上危険な行為や他の利用者等への迷惑行為は行わないでください。
- (8) 公園・施設の保安全管理のため必要と判断した場合には、職員が立ち入ることがあります。
- (9) 都市公園法、埼玉県都市公園条例、及び消防法等の関係法令を遵守していただくとともに、職員からの指示に従って使用してください。
- (10) 本規則は、今後予告なく改定することがあります。

埼玉スタジアム2002公園管理事務所

（平成26年10月 1日制定）

